

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関
する意見書

平成22年1月

大阪府指定出資法人に関する専門家会議
(役員派遣のあり方検討部会)

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書

目 次

1	はじめに	1 頁
2	見直しの視点について	2 頁
3	見直し結果について	4 頁
4	今後の検討課題について	10 頁
【参考資料】		
	・ これまでの府の取組み	11 頁
	・ 指定出資法人の形態	12 頁
	・ 委員名簿	13 頁

1 はじめに

昨年度、「大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）」（以下「当部会」という。）において、平成20年6月に府がとりまとめた「大阪維新」プログラム（案）における出資法人改革の方向性を踏まえ、指定出資法人への府の人的関与のあり方について審議（計3回、11月・12月・1月）を行い、府の人的関与のあり方の基本的な考え方を整理した。

本年度は、その到達点を踏まえ、府OBや府職員が派遣され役員に就任している全ての法人の個別ポスト（常勤48ポスト・非常勤23ポスト）について、府関係者が法人の役員に就任する必要性を審議した。

当部会の既存の7名の委員に、新たに11名の特別委員を加えた計18名で、7月から12月までの間に、全体会議を4回、当部会を3グループに分け、各グループごとに法人の役員等からの個別ヒアリングをそれぞれ3回、延べ13回の部会を開催した。

その結果については、次のとおりである。

〔部会の開催状況〕

第1回（平成21年7月31日）

- ・これまでの府の取り組み、当部会におけるこれまでの議論について
- ・当部会の進め方について

第2回（平成21年8月31日）

- ・指定出資法人見直しの視点、基準について
- ・ヒアリングの視点及び項目について

個別ヒアリング（3グループに分けて個別法人ごとに説明、質疑）

- ・Aグループ（平成21年9月14日・10月14日・23日）
- ・Bグループ（平成21年9月29日・10月2日・11月9日）
- ・Cグループ（平成21年10月5日・22日・27日）

※ヒアリングにおける評価項目：各法人の個別ポストごとに府の人的支援の必要性を判断

- ①【府との関係性】：府施策との調整業務等の業務量や困難度が見られるか
- ②【取り組むべき課題】：取り組むべき課題の有無及び困難性、実現可能性があるか
- ③【府の行政経験】：府の行政経験が活かされているか

第3回（平成21年12月9日）

- ・ヒアリング結果を各グループから報告
- ・意見書案の審議（個別ポストの必要性、審議結果公表資料等）

第4回（平成21年12月24日）

- ・意見書案の審議（個別ポストの必要性、審議結果公表資料等）

2 見直しの視点について

指定出資法人の運営については、府に依存することなく、健全で自立的な経営が行われることが重要である。そのために、府と法人の間において、責任や役割分担を明確にし、各法人自らの責任と判断に基づく経営を促すことが必要である。

当部会においては、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民の目線により、全ての法人の個別ポストごとにその必要性の検討を行った。

(1) 法人役員の責務について

府では、指定出資法人に対して、法人の事業が府の施策展開と密接に関連することから、資本的、人的、財政的な支援を行っている。法人の事業の成否が府の行財政運営にも影響を及ぼすケースもあり、法人の経営安定は府にとっても重要な課題となっている。各法人が抱える当面の課題や中長期的な課題をより明確にした上で、具体的な改善目標をより明確に示すことが何より重要である。その課題等の克服や目標達成を担うべき最適な人材を、以下の視点を十分に踏まえ人選することが必要である。

各役員の果たすべき役割としては、設立趣旨である公共目的の達成と法人の安定的な経営の実現、そのための経営健全化努力があげられる。まさに、公共サービスの追及と経営安定化を両立させていくという役割を担っている。また、社会経済環境の変化によって、法人の存在意義が改めて問われているとともに、民間企業と同じように効率性やサービスのさらなる向上が求められていることから、役員にはこうした環境の変化も踏まえて法人の舵取りを行っていくことが求められている。

なお、府では、指定出資法人の「自立化」を促進する観点から府派遣役職員を引揚げ、3年間で原則ゼロとするという方針とのことであるが、現職派遣の引揚げに伴い、役員が非常勤のみとなる場合は、法人の業務全般の経営責任が果たせるかといった観点からの検討も必要である。

(2) 府OB役員の就任及び在任期間について

府OBは、府の人事システムに基づいて役員に就任するため、結果的に、ひとつの法人の在任期間が2、3年程度で他の法人役員に異動していたケースや、法人のポストによっては、府退職時のポストが固定されているなど、天下りの批判を受けかねないケースも見受けられた。役員の内任期間が短いという委員の意見もあったが、就任当初から長期の内任期間ありきでは、役員の内任感も薄れる。府の人事システムによることなく、法人の抱える課題を踏まえ、毎年度の評価をきっちりと行い、在任期間を考えるべきである。

なお、府では、府OBの役員就任については、法人での退職金の廃止、ポスト数や報酬の削減など、一定の見直しに努めている。府OBは、法人を退職するごとに退職金を受け、高額な報酬を受けるといった、いわゆる国の天下りとは異なるものであり、これまで以上に府の取組みを府民に知ってもらうことが必要と考える。

(3) プロパー職員の役員登用について

指定出資法人の自立化を促進するには、法人の状況を熟知し、何よりもその法人に対する愛着と情熱を持つプロパー職員が役員に登用されることは、法人にとっても有益なことであり、他のプロパー職員にとっても励みとなることが期待できる。

今後、プロパー職員の役員登用を進めていくとともに、プロパー職員の育成を積極的に行うことが必要である。

(4) 監事等の非常勤役員について

「業務監査」の職務を担う監事については、理事の業務執行上の問題点等に対する的確な指摘を行うことが求められることを勘案し、法人業務に精通した適任者を選任しており、これまでから、職務の性質上、常勤役員退職者（府部長級職員OB）が就任しているとの説明があった。

しかし、「業務監査」について、特に府OBでなければならない状況は見当たらず、監事等についてできる限り公認会計士など民間人を登用していくべきである。なお、就任期間については、監事としての客観性や法人運営の透明性の確保といった観点から、特定の者が長期化、固定化することのないようにするべきである。

(5) 無報酬の非常勤役員への就任について

府OBが関連法人の役員の立場として、法人の非常勤役員に就任しているケースがあったが、これについては、関連法人との事業の関係性や関係法人の持つ知識や情報・ノウハウの活用といった観点から就任しているものであり、法人事業運営上の必要性に応じて、理事会への参画を求めるべきであると考えられる。

3 見直し結果について

2で述べた見直しの視点に立って審議した結果については、次のとおりである。

なお、これは現時点の各指定出資法人の運営状況やその課題、それを解決すべく現在配置されている役員の状況等をもとに審議した結果であり、今後の法人の状況変化に応じて、適宜・適切に判断することが望ましい。

(1) 常勤役員ポスト（48ポスト）

- ・人的関与の見直しを予定しているもの 3ポスト（※）
- 引き続き府関係者の就任を認めたもの 15ポスト（①）
- 何らかの見直しを求めたもの 30ポスト（②+③+④）

	ポスト数	現に就任している府関係者の内訳	
		OB	現職派遣
府関係者が就任している全ポスト	48	32	16
「大阪維新」プログラム案において、次年度から府の人的関与の見直しを予定しているポスト	3 ※	1	2
見直しの結果	①引き続き府関係者の就任を認めたもの	15	6
	②期限付きで府関係者の就任を認めたもの	18	6
	③ポストを削減すべきと判断したもの	7	2
	④プロパー職員や民間人を登用すべきと判断したもの	5	0

※ 大阪府男女共同参画推進財団理事長（府OB） 大阪国際児童文学館常務理事（府派遣）
大阪府スポーツ・教育振興財団常務理事（府派遣）

個別のポストごとの府の人的関与のあり方やその考え方は、5頁～7頁に記載

①引き続き府関係者の就任を認めたもの【15ポスト】

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	属性	必要性*	委員の意見	見直しの結果				特記事項
						存続	期限付 配置	ポスト 削減	府関与 見直し	
府の行財政運営に大きな影響を及ぼすことや府施策との関係性が重要であると考えられ、府の人的関与が必要なポスト										
1	(財)大阪府保健医療財団(S40.7.26)	理事長(常勤)	府OB	2	経営の中核に医師が必要。法人が抱える課題から府の保健医療行政に精通した府医療職の配置は引き続き必要。	○				がん予防検診センターと統合予定(平成21年度中)
2	(財)大阪産業振興機構(H13.4.1)	理事長(常勤)	府OB	2	出資している以上、責任ある人に任せる必要がある。法人の取組みが必要なら府OBがトップであるべき。	○				
3	(財)西成労働福祉センター(S37.9.21)	専務理事兼事務局長(常勤)	府派遣	3	府が担うべき、あいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす(府の労働施策を補完)ためには、府からの人的関与の必要性は高い。常勤の理事長配置が望ましい。常勤2名が必要。	○				
4	大阪高速鉄道(株)(S55.12.15)―モノレール	代表取締役社長(常勤)	府OB	2	財務面においても、単年度黒字は確保しているものの、未だ100億近くの累積損失があり、その解消も法人としてだけでなく、出資している府としても解決すべき課題である。累積解消にあたって人的関与は必要。	○				
5		代表専務取締役(常勤)	府OB	2		○				
6		常務取締役(常勤)	府派遣	2		○				
7	大阪府道路公社(S58.4.1)	理事長(常勤)	府OB	2	高速道路無料化対応等の課題はあるが、府関係者の配置は理事長のみでよい。	○				
8	大阪府土地開発公社(S49.5.1)	理事長(常勤)	府OB	2	元々府の100%出資、府の直轄事業、人的関与は必要。今後の新規の土地の取得が減少すると見込まれるので、事業規模に応じた見直しを前提に、配置すべき。	○				
9		常務理事兼事務局長(常勤)	府派遣			○				
10	(財)大阪府都市整備推進センター(S34.9.7)	理事長(常勤)	府OB	2	タウン財団との統合を控えており、現時点ではその事業内容や規模を踏まえ、役員構成を決めていくことが妥当である。	○				タウン管理財団と統合予定(平成23年度中)
11		常務理事(常勤)	府派遣	2		○				
12	大阪府住宅供給公社(S40.11.1)	理事長(常勤)	府派遣	2	約2,000億円もの借入金の削減という大きな課題を抱えており、府の住宅施策との一体感が必要であり、府が主体的に関与する必要がある。	○				
13		総務担当常務理事(常勤)	府OB	2		○				
14		技術担当常務理事(常勤)	府派遣	2		○				
15	大阪府中小企業信用保証協会(S23.10.26)	理事長(常勤)	府OB	2	元々は国によって設立された独立色の強い団体であるが、府の政策方向性を持つ人材が必要なことや300人を超える大規模な組織であることを踏まえると、府の中小企業施策に対する行政経験が必要な役職と考えられ、府関係者の役員就任が必要。	○				

* 3・・・必要性が高い、2・・・必要性がある、1・・・必要性が低い、0・・・必要性がない

②期限付きで府関係者の就任を認めたもの【18ポスト】

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	属性	必要性*	委員の意見	見直しの結果				特記事項
						存続	期限付 配置	ポスト 削減	府関与 見直し	
統合や民営化等の見直しの方向性が示されている法人については、目的が達成されるまでの間は引き続き府の人的関与が必要なポスト										
1	(財)大阪府青少年活動財団(S41.2.28)	理事長(常勤)	府派遣	2	H23年度からの法人の自立化の実現には、府の人的関与が必要であり、自立化までの間、府の責任として運営責任者の派遣が必要。		○			自立化までの間配置(平成22年度中)
2		常務理事兼事務局長(常勤)	府派遣	2						
3	(財)大阪府国際交流財団(H1.1.25)	常務理事(常勤)	府派遣	2	基本財産の府への寄付が一番大きなポイント。40億の資本金を法人と府で役割分担しながら府に返す必要がある。法人の寄付行為上、義務はない中、府の主張をおすというミッションがあるので、府からの人的関与が必要。		○			課題解決後は関与見直し
4	(株)大阪国際会議場(S33.8.9)	専務取締役(常勤)	府OB	2	納付金制度等について、府と会社の関係を踏まえ、協議・検討を進めており、最適な管理運営システムをとりまとめる必要がある。システム構築の見通しが立った段階で府の人的関与は見直す。		○			課題解決までの間配置(平成22年度中)
5	(財)大阪府地域福祉推進財団(H1.12.26)	理事長(常勤)	府OB	2	H23年度からの法人の自立化の実現には、府の人的関与が必要であり、自立化までの間、府の責任として運営責任者の派遣が必要。		○			自立化までの間配置(平成22年度中目途)
6		常務理事兼事務局長(常勤)	府派遣	2						
7	(財)大阪府産業基盤整備協会(S37.2.21)	常務理事兼事務局長(常勤)	府派遣	2	常勤役員の配置は取り組み課題から見て、必要性は低い。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。法人のあり方について、統合以外の手法も含めて検討中であり、手法によっては大阪府の関与が引き続き必要。		○			産振機構との統合以外の手法も含めて検討中
8	(財)大阪府みどり公社(S61.2.28)	理事長(常勤)	府OB	2	指定管理制度による施設管理業務が当法人事業のうち大きなウェイトを占める現況からは、H22年度末に期間終了する同事業の動向を十分見極める必要がある。それまでの間は常勤配置が適当であるが、H23年度以降は法人事業規模を勘案し、勤務形態については非常勤化を含め、検討が必要。		○			平成23年度以降の勤務形態については検討要
9	(株)大阪府食品流通センター(S49.6.11)	代表取締役社長(常勤)	府OB	2	主たる業務は施設の賃貸・管理業務であり、府の人的関与の必要性は低い。ただし、民営化に向けては、府との連絡調整が重要であり、民営化の道筋が見える段階までは府の人的関与は必要。		○			民営化までの間配置
10	(財)大阪府タウン管理財団(H3.7.1)	理事長(常勤)	府OB	2	統合が課題。公主導で行った経緯や地元調整もあり、民でするのは難しいのではないかと。スムーズに統合を進めるためにも府の関与は必要。		○			都市整備推進センターと統合予定(平成23年度中)
11		常務理事兼千里事業本部長(常勤)	府OB	2						
12		常務理事兼北事業本部長(常勤)	府OB	2						
13	(福)大阪府障害者福祉事業団(S44.4.1)	理事長(常勤)	府OB	2	法人の自立化には、府の関与が当面必要であり、経営の安定化を図りつつ、取り組むべき。民間人等幅広い意見やアドバイスも参考とし、あわせて経営基盤の強化を図る必要がある。		○			自立化までの間配置(平成22年度中目途)
14	大阪府都市開発(株)(S40.12.24)―泉北高速鉄道ほか	代表取締役社長(常勤)	府OB	2	民営化に向けて多くの折衝事項がある。スムーズな民営化が課題、役員分担は妥当。		○			民営化までの間配置(平成22年度中目途)
15		代表取締役専務(常勤)	府OB	2						
16		常勤監査役(常勤)	府OB	2						
17	大阪外環状鉄道(株)(H8.11.21)―城東貨物線の鉄道事業	代表取締役社長(常勤)	府OB	2	民営化までは3大株主が責任を持って対応する必要がある。主体性をもって継続するためにも府の関与は必要。		○			社長は三大株主である府・市・JRでの持ち回り。事業完了後(平成30年度予定)は見直し
18		常務取締役兼総務部長(常勤)	府派遣	2						

* 3・・・必要性が高い、2・・・必要性がある、1・・・必要性が低い、0・・・必要性がない

③ポストを削減すべきと判断したもの【7ポスト】

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	属性	必要性*	委員の意見	見直しの結果				特記事項
						存続	期限付 配置	ポスト 削減	府関与 見直し	
段階的に府の関与を見直し、法人自らの責任と判断に基づく経営へと促すことが必要であるとして、ポストを削減すべきとしたポスト										
1	(財)大阪産業振興機構(H13.4.1)	専務理事(常勤)	府派遣	1	マイドームだけが収益事業。収益事業を主として考えると役員はスリムであっても良い。理事長に府関係者を配置し、他の関与はゼロでよい。			○		
2	大阪府土地開発公社(S49.5.1)	常務理事兼用地部長(常勤)	府派遣	1	今後事業規模の縮小が見込まれることから、常務理事は見直すべき。			○		
3	大阪府住宅供給公社(S40.11.1)	住宅管理担当常務理事(常勤)	府警OB	1	事業見直しによりポスト見直しを行なうべき。			○		
4	(財)大阪府タウン管理財団(H3.7.1)	常務理事兼事務局長(常勤)	府OB	1	常勤役員の配置の必要性は低い。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。			○		都市整備推進センターと統合予定(平成23年度中)
5	(財)大阪がん予防検診センター(S61.10.1)	専務理事兼事務局長(常勤)	府OB	1	常勤役員を配置してまで業務にあたる必要性は感じられない。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。			○		保健医療財団と統合予定(平成21年度中)
6	(財)千里ライフサイエンス振興財団(H2.7.31)	専務理事兼事務局長(常勤)	府OB	1	常勤役員の配置の必要性は低い。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。			○		
7	(株)大阪鶴見フラワースセンター(H2.11.1)	常務取締役(常勤)	府OB	1	全国的に花き市場は民営が主流。府市共同で設立した経緯はあるが、現時点では当法人の主たる業務は施設の賃貸・管理業務であり、府の人的関与の必要性は低い。			○		

④プロパー職員や民間人を登用すべきと判断したもの【5ポスト】

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	属性	必要性*	委員の意見	見直しの結果				特記事項
						存続	期限付 配置	ポスト 削減	府関与 見直し	
段階的に府の関与を見直し、法人自らの責任と判断に基づく経営へと促すことが必要であるとして、民間人等を登用すべきとしたポスト										
1	大阪府道路公社(S58.4.1)	専務理事(常勤)	府OB	1	償還までの間の管理業務であり、事業内容は複雑ではない。府の行政経験の必要性は低く、民間人の登用を検討すべき。				○	民間人材の登用を検討
2	堺泉北埠頭(株)(S48.5.8)	代表取締役社長(常勤)	府OB	1	実質上広大な土地が有効利用もされずにおかれている状態である。また従来のテナントとの契約関係も明瞭でない。まず外部から人を入れて問題点を洗い出したうえで府としてのこの会社を生かしていくのかあるいはSPCのような箱だけにしておくのかを決定する必要がある。現状ではいかにも中途半端である。				○	民間人材の登用を検討。現地調査実施済
3	(財)大阪府文化財センター(S47.11.28)	専務理事兼事務局長(常勤)	府OB	1	市場化テストに際し、民間の発掘調査会社との競合を見据え、法人の運営をより確かなものにするために、民間人も含めた幅広い人材からの登用検討が必要。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。				○	民間人材の登用を検討
4	(財)大阪府育英会(S27.4.1)	理事長(常勤)	府OB	1	府との連携よりも滞納整理や法的措置等に力点を置くべきであり、課題解決に相応しい専門家を配置すべきである。				○	民間人材の登用を検討
5	大阪府中小企業信用保証協会(S23.10.26)	専務理事(常勤)	府OB	1	多数の有能なプロパー職員の中から役員として選抜し、課題解決することは十分に可能と思われる。理事長には、府の行政経験の必要性は認められるが、それ以外の役員には、むしろ公共金融の専門知識が求められるのではないか。府の意向が反映できるシステムが確立されているのであれば、プロパー職員や金融経験者等の外部人材の登用を検討すべき。				○	プロパー職員、民間人材の登用を検討

* 3・・・必要性が高い、2・・・必要性がある、1・・・必要性が低い、0・・・必要性がない

(2) 非常勤役員ポスト (23ポスト)

- 引き続き府関係者の就任を認めたもの 12ポスト (①+②)
 ○何らかの見直しを求めたもの 11ポスト (③+④+⑤)

	ポスト数	ポストの内訳	
		包括的に必要性を判断したポスト	個別ヒアリングにより判断したポスト
府関係者が就任している全ポスト	23	17	6
見直しの結果	①引き続き府関係者の就任を認めたもの	10	9 ※1
	②非常勤ではなく、常勤化して府関係者の就任を認めたもの	2	0
	③期限付きで府関係者の就任を認めたもの	2	0
	④ポストを削減すべきと判断したもの	1	0
	⑤府関係者が就任する必要性はないと判断したもの	8	8 ※2

※1 府OBが関連法人の役員として、法人の非常勤役員に無報酬で就任している9ポスト (3頁2 (5) 参照)

大阪府地域福祉推進財団理事 (府OB)	大阪府中小企業信用保証協会理事 (府OB)
大阪府みどり公社監事 (府OB)	大阪府漁業振興基金副理事長 (府OB)
大阪府青少年活動財団理事 (府OB)	大阪府障害者福祉事業団理事 (府OB)
大阪国際児童文学館理事2名 (府OB)	大阪府スポーツ・教育振興財団監事 (府OB)

※2 府OBが非常勤の監事・監査役に就任している8ポスト (3頁2 (4) 参照)

大阪国際会議場常勤監査役 (府OB)	大阪府地域福祉推進財団監事 (府OB)
大阪府保健医療財団監事 (府OB)	大阪産業振興機構監事 (府OB)
大阪高速鉄道常勤監査役 (府OB)	大阪府道路公社監事 (府OB)
大阪府土地開発公社監事 (府OB)	大阪府住宅供給公社監事 (府OB)

個別のポストごとの府の人的関与のあり方やその考え方は、9頁に記載

個別に必要性を精査した非常勤役員ポスト【6ポスト】

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	属性	必要性*	委員の意見	見直しの結果					特記事項
						存続	常勤化	期限付 配置	ポスト 削減	府関与 見直し	
1	(財)大阪がん予防検 診センター(S61.10.1)	副理事長(非常 勤)	府OB	2	府の医療政策に精通した医師職の配 置が必要。	○					保健医療財団 と統合予定(平 成21年度中)
2	(財)大阪国際平和セ ンター(H1.7.25)	常務理事(非常 勤)	府OB	2	事業内容である戦争の悲惨さを次の世 代に伝え、平和の尊さを訴えるという平 和の情報発信の必要性は高い。平和 に対する深い見識とともに、政治的なバ ランス感覚、自治体の行うべき平和施 策への識見を併せ持ち、行政的な危機 管理能力に長けた人物が必要。		○				常勤化を検討
3	(財)西成労働福祉セ ンター(S37.9.21)	理事長(非常勤)	府OB	3	府が担うべき、あいりん地域の日雇労 働者対策の実施機関としての機能を果 たす(府の労働施策を補完)ためには、 府からの人的関与の必要性は高い。現 理事長が週2日勤務の非常勤であるこ とは、職責から考えてどうか。常勤の理 事長配置が望ましく、常勤2名が必要。		○				常勤化を検討
4	(財)大阪府国際交流 財団(H1.1.25)	理事長(非常勤)	府OB	2	基本財産の府への寄付が一番大きな ポイント。40億の資本金を法人と府で 役割分担しながら府に返す必要ある。 法人の寄付行為上、義務はない中、府 の主張をおすとすというミッションがある ので、府からの人的関与が必要。			○			課題解決後は 関与見直し
5	(財)大阪府産業基盤 整備協会(S37.2.21)	理事長(非常勤)	府OB	2	統合までの取り組み以外は府との関係 性は感じられない。府関係者の配置の 必要性は低い。法人のあり方につい て、統合以外の手法も含めて検討中で あり、手法によっては大阪府の関与が 引き続き必要。			○			産振機構との 統合以外の手 法も含めて検 討中
6	(株)大阪府食品流通 センター(S49.6.11)	取締役(非常勤)	府警OB	1	不特定多数の者が出入する施設の特 性から、トラブル発生時の対応のため、 これまで府警OBを役員登用してきたも の。一定の関与の必要性は認められる ものの、他の施設管理を行う法人には 必ずしも配置されておらず、役員配置 までの必要性は低い。				○		

* 3・・・必要性が高い、2・・・必要性がある、1・・・必要性が低い、0・・・必要性がない

4 今後の検討課題について

(1) 今後の評価システムについて

現在、当専門家会議の別部会である「経営評価部会」で事業効果（顧客満足度を含む）、収支（財務）、効率性という3つの大きな要素に基づくチェック体制があるので、これを活用し、法人役員の業績を客観的に評価することが非常に重要である。その意見を参考に、府として当該役員を評価していくべきである。

また、府が役員本人へ就任理由や期待する業績等を明確に伝え、その具体の年次計画を提出させ、その取組みや業績結果を判断することが必要であり、目標設定と達成状況についてのレポート提出など具体的な方策を検討すべきである。

(2) 理事長の職務執行の監督機関としての理事会機能の活性化について

理事長の職務執行は、まずその選任機関である理事会が責任をもって監督、判断すべきである。

しかしながら、法人の理事会には、株式会社の取締役会のように取締役の職務執行を監督する権限がこれまで法令で定められていなかったこと（※）、また、理事会は年2回しか開催されないことが通常であり、さらに十数名という多くの理事が就任している法人では理事会への代理出席による審議など、理事会が形式的になっている面も見られる。

これらを解消するためには、まず、理事会の開催回数を大幅に増やし、通常の予算理事会、決算理事会に加えて、年数回の臨時理事会を開催すべきである。

また、理事数の削減についても、法人規模や事業内容に応じた理事数のスリム化、理事会での実質的な審議が期待できる理事の精査などを検討すべきである。なお、所管部長等の府職員が法人の理事等に無報酬の非常勤役員として就任することは、府施策目的の達成のため必要であると考えられる。

これらの取組みを通じて、理事会の実効性が高まり、理事長のチェック機能を理事会が果たせることとなる。

※ 平成20年12月から施行されている新公益法人制度では、理事会に理事の職務執行を監督する権限が法令で定められた（平成25年11月末まで移行期として旧制度は存続。）。

(3) 役員選任にかかる透明性の確保について

府関係者が引き続き必要と判断されたポストには、府が現職派遣引揚げの方針であるということから、当該法人の課題解決を担える府OBを選抜し、役員候補として法人に推薦する必要がある。

その他の役員ポストについては、プロパー職員や民間人材の登用を行うものとし、民間人材の選任方法は原則公募により行う。その選考に当たっては、府においてガイドラインを作成し、外部有識者の意見を聞くなど、選考の公平性や透明性を十分に確保すべきである。

これまでの府の取り組み

指定出資法人の法人数、役員数の推移

(各年度7月1日現在の数(H20は8月1日現在))

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
指定出資法人数	89	86	79	70	66	61	53	48	46	43	34
常勤役員数	157	143	138	131	122	109	100	94	91	84	70
うち府OB	66	58	56	56	52	45	41	43	45	38	32
うち府派遣	43	45	40	33	30	30	30	22	20	20	16
非常勤役員数						904	773	724	687	574	407
うち府OB						42(14)	31(12)	28(9)	29(9)	28(10)	23(9)

非常勤役員数()の内の数は応嘱(無報酬)の役員数

〔指定出資法人OB役員に関する見直し〕

【退職手当】

- ・平成11年4月以降、府OB役員の退職手当は廃止

【役員報酬】

- ・府OB役員の役員報酬については、平成11年度から団体の業務、役員の職責に応じた上限額を設定
- ・平成18年度には、役員報酬のあり方について検討するため、当部会を設置
平成19年2月・提言の趣旨を踏まえ、19年度以降の役員報酬を減額改正
(平成20年8月報酬カット及び平成21年6月ボーナス凍結により 現在年額 691～949万円)

【退職勧奨廃止】

- ・部長級職員に対する一律的な退職勧奨については、平成19年度末を最後に廃止し、原則、60歳まで勤務
今後、再雇用については、人材バンク制度や府庁内での再任用制度を中心に運用

【透明性確保】

- ・平成18年度末管理職退職者から個々の再就職状況を府ホームページに公表

指定出資法人の形態（平成21年9月24日現在）

財団法人（21法人）

※（財）大阪21世紀協会については平成21年9月24日付けで関与見直しにより指定解除

(財)大阪国際平和センター (財)大阪府文化振興財団 (財)大阪府男女共同参画推進財団 (財)大阪府青少年活動財団 (財)大阪府育英会 (財)大阪府国際交流財団 (財)大阪府地域福祉推進財団 (財)大阪府保健医療財団 (財)大阪がん予防検診センター (財)大阪産業振興機構 (財)大阪府産業基盤整備協会	(財)千里ライフサイエンス振興財団 (財)西成労働福祉センター (財)大阪府みどり公社 (財)大阪府漁業振興基金 (財)大阪府都市整備推進センター (財)大阪府タウン管理財団 (財)大阪国際児童文学館 (財)大阪府スポーツ・教育振興財団 (財)大阪府文化財センター (財)大阪体育協会
---	---

株式会社（7法人）

(株)大阪国際会議場 (株)大阪府食品流通センター (株)大阪鶴見フラワーセンター 大阪高速鉄道(株)	堺泉北埠頭(株) 大阪府都市開発(株) 大阪外環状鉄道(株)
--	--------------------------------------

社会福祉法人（1法人）

(福)大阪府障害者福祉事業団

特別法に基づく法人（4法人）

大阪府中小企業信用保証協会 大阪府道路公社	大阪府土地開発公社 大阪府住宅供給公社
--------------------------	------------------------

(注) 指定出資法人

府が基本金、資本金等を出損又は出資している法人のうち、次のいずれかに該当する法人で、府の事務事業と密接な関係があり、かつ、特に指導・調整を要する法人

- ・ 府の出損金又は出資金の割合が50%以上である法人（府から人的関与及び財政的関与を受けない自立化法人を除く）
- ・ 府の出損金又は出資金の割合が25%以上50%未満であり、かつ府の出資割合が最も大きい法人のうち、役員の派遣、財政支援等の状況から府が当該法人の業務運営に対して、実質的主導的な立場にあると認められる法人
- ・ 上記以外の法人で、府が損失補償等（グループファイナンスに対する損失補償を除く）を行っている法人

指定出資法人に関する専門家会議・役員派遣のあり方検討部会委員名簿
(50音順、敬称略)

稲澤 克祐 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
 小田 利昭 公認会計士 (公認会計士 小田事務所)
 佐野 清 大平工業株式会社取締役会長 (大阪府中小企業団体中央会相談役)
 田辺 貞夫 社団法人関西経済連合会理事
 西田 賢治 大阪商工会議所常務理事・事務局長
 松川 雅典 弁護士 (弁護士法人淀屋橋・山上合同 代表弁護士)
 山本 浩二 大阪府立大学経済学部教授 ※部会長

(特別委員)

井垣 貴子 (株)健康都市デザイン研究所 代表取締役社長
 上 敏郎 日本電通(株) 代表取締役会長兼 CEO
 歌川 弘三 (株)こなか 代表取締役社長
 岡田 章 DEAR CULTURE 代表
 酒井 真理 ピーチプロモーション(株) 代表取締役社長
 柴田 俊治 朝日放送(株) 特別顧問
 田中 克彦 山九(株) 関西エリア 参与
 春次 賢太郎 春次メディカルグループ理事長
 細井 敦子 (株)暁金属工業 代表取締役社長
 松田 憲二 ユアサM&B(株) 代表取締役社長
 山岡 俊夫 山岡金属工業(株) 代表取締役社長

【参考：個別ヒアリング担当】

グループ名	法人所管部局名	グループ長	既存委員	特別委員
Aグループ	政策企画部 府民文化部 福祉部 健康医療部 教育委員会	山本部会長	田辺委員	井垣委員 岡田委員 田中委員 松田委員
Bグループ	商工労働部 環境農林水産部	小田委員	稲澤委員 佐野委員	上委員 酒井委員 春次委員
Cグループ	都市整備部 住宅まちづくり部	松川委員	西田委員	歌川委員 柴田委員 細井委員 山岡委員